

2018年3月10日 明治大学知的財産法政策研究所シンポジウム  
「著作権法と憲法的価値を巡る新潮流 -各国の議論と日本での動き-」

## 権利制限規定をめぐるイギリスの議論状況

名古屋経済大学 淊 麻依子

はじめに

## 現行イギリス著作権法

1988年に制定された"Copyright, Designs and Patents Act 1988"（以下"CDPA"と呼ぶ）の第1部に著作権に関する規定が置かれている。

※本報告で扱うCDPAの和訳は、公益社団法人著作権情報センターのウェブサイトに掲載されている「外国著作権法 英国編」（大山幸房・今村哲也訳）に拠る。

（<http://www.cric.or.jp/db/world/england.html> 参照）

# CDPAにおける権利制限規定

Chapter III Acts Permitted in relation to Copyright Works

(第3章 著作権のある著作物に関して許される行為)

導入規定（28条）・一般規定（28条のA～31条）・障害者（31条のA～31条のF）・教育（32条～36条のA）・図書館及び記録保存所（40条のA～44条のB）・行政（45条～50条）・コンピュータ・プログラム 一適法な使用者（50条のA～50条のC）・データベース 一許される行為（50条のD）・意匠（51条～53条）・タイプフェイス（54条・55条）・電子的形式による著作物（56条）・雑則（58条～75条）・翻案（76条・76条のA）

# フェア・ディーリング

CDPAに規定されているフェア・ディーリング

- 非商業目的の私的な研究・学習のための利用（29条1項および1(c)項）
- 批評、評論、引用のための利用（30条1項）
- 時事の報道のための利用（30条2項）
- パロディ、カリカチュア、パステイシユ(第30条のA)
- 教育における説明のための利用（32条）

# フェア・ディーリング

## 第29条（研究及び私的学習）

(1) 非商業目的のための研究を目的とする著作物の公正利用は、その著作物のいずれの著作権をも侵害しない。ただし、十分な出所明示を伴うことを条件とする。

(1A) 削除

(1B) 第1項に定める目的のための公正利用に関連して、実際上その他の理由のために出所明示が不可能である場合には、いずれの出所明示も、要求されない。

(1C) 私的学習を目的とする著作物の公正利用は、その著作物のいずれの著作権をも侵害しない。

(2) 削除

# フェア・ディーリング

〈第29条の続き〉

(3) 研究者又は学習者自身以外の者による複製は、次に掲げるいずれかに該当するときは、公正利用ではない。

(a) 司書又は司書のために行動する者の場合には、第42A条（司書による複製：発行された著作物の単一の複製物）又は第40条に基づく規則が第38条又は第39条（記事又は発行された著作物の部分—同一資料の多数の複製物に対する制限）に基づいて行われることを許さないいずれかの行為をその者が行うとき。

(b) 他のいずれの場合にも、複製を行う者が、その複製が実質的に同一の時に、かつ、実質的に同一の目的のために2人以上の者に提供される実質的に同一の資料の複製物となることを知り、又はそう信じる理由を有するとき。

# フェア・ディーリング

〈第29条の続き〉

(4) 次に掲げる行為は、公正利用ではない。

(a) 低いレベルの言語で表現されたコンピュータ・プログラムをより高いレベルの言語で表現されたバージョンに変換すること。

(b) そのプログラムをそのように変換する過程において付隨的に、そのプログラムを複製すること。(これらの行為は、第50条のB（逆コンパイル）に従って行われる場合には、許される行為である。)

(4A) コンピュータ・プログラムのいずれかの要素の基礎となるアイディア（着想）及び原理を決定するためにそのプログラムの機能を観察し、研究し、又は検査することは、公正利用ではない。(これらの行為は、第50条のBA（観察、研究及び検査）に従って行われる場合には、許される。)

(4B) 契約の条件がこの条によって著作権の侵害とならない複製物の作成を禁止または制限することを意図する場合にはその範囲において、当該条件は執行不能なものとする。

(5) 削除

## フェア・ディーリング　－フェア・ユースとの対比

### アメリカ著作権法107条

第106条および第106A条の規定にかかわらず、批評、解説、ニュース報道、教授(教室における使用のために複数のコピーを作成する行為を含む)、研究または調査等を目的とする著作権のある著作物のフェア・ユース(コピーまたはレコードへの複製その他第106条に定める手段による使用を含む)は、著作権の侵害とならない。著作物の使用がフェア・ユースとなるか否かを判断する場合に考慮すべき要素は、以下のものを含む。

- (1) 使用の目的および性質(使用が商業性を有するかまたは非営利的教育目的かを含む)
- (2) 著作権のある著作物の性質。
- (3) 著作権のある著作物全体との関連における使用された部分の量および実質性。
- (4) 著作権のある著作物の潜在的市場または価値に対する使用の影響。

上記のすべての要素を考慮してフェア・ユースが認定された場合、著作物が未発行であるという事実自体は、かかる認定を妨げない。

# フェア・ディーリング

- フェア・ディーリングは、立法で定められたある特定の目的を有する利用行為について裁判所が公正と認めた場合に権利の制限を認める規定である。
- 権利制限規定のないアン女王法の下でのGyles v. Wilcox (1740) 以降発展した判例法理を明文化したもの、と理解されている。
  - ・判例法理は公正な縮約 (fair abridgement) から発展。
  - ・Lewis v. Fullarton (1839)において“Fair Use”の用語も見られる。
  - ・アメリカのフェア・ユースの起源とされるFolsom v. Marsh (1841)では、イギリスの判例を先例として引用したものであった。

# フェア・ディーリング -1911年法

Copyright Act of 1911 (以下1911年法)においてフェア・ディーリングの明文化

## 第2条

(1) この法律により著作権者に付与されたものを著作権者の同意なく行われた場合、その行為を行った者により、作品における著作権が侵害されたとみなされる。ただし、以下に示す行為については著作権侵害とはならないものとする。

(i) 個人的な研究、調査、批評、論評および新聞の要約にともなう公正な利用（フェア・ディーリング）

## フェア・ディーリング – 1956年法

1956年には、The Copyright Act 1956が成立した。

1956年法改正に先立つ報告書“Report of the Copyright Committee”（いわゆるGregory Report）の指摘

- フェア・ディーリングを定義すること、そして、どのようなものがフェア・ディーリングを構成するかを明確にする必要性。
- 具体的には、1911年法の条文における「ただし以下のような場合をのぞき」という文言が限定的になっていること、放送における要約と新聞における要約の関係、引用元の表示の問題、そして、図書館における複製に関して近代的な技術の発展の問題の検討の必要性。

# フェア・ディーリング -1956年法

## フェア・ディーリングの規定

- 第6条 (General exceptions from protection of literary, dramatic and musical works)
  - (1) 研究または私的学習の目的とする文学、演劇または音楽の著作物の公正な利用は、著作権を侵害するものではない。

(以下省略)

- 第9条 (General exceptions from protection of artistic works)

# 権利制限規定をめぐる議論 -Whitford Committee Report (1977)-

1977年 Whitford Committeeによる報告書

“Report of the Committee to consider the Law on Copyright and Designs”

- 第14章として「権利制限 (Exceptions) 」について検討を行う。
- 権利制限について検討する際の3つの考慮要素として、条約上の義務（特にベルヌ条約）、著作権者の正当な利益、1956年法の各種の権利制限規定との関係を挙げる。

# 権利制限規定をめぐる議論

## -Whitford Committee Report (1977)-

### 権利制限規定のあり方についての提言

- (i) 著作物の通常の利用と対立せず、著作権者の法的利益を不合理に侵害することのない公正な利用 (fair dealing) のために、すべての種類の著作物を対象とする一般的な権利制限規定を置くべきである。
- (ii) 司法過程や立法行政における調査、そこでの公的な報告書の作成を目的とする複製のために、すべての種類の著作物を対象とする一般的な権利制限規定を置くべきである。
- (iii) これらの一般的な権利制限規定に加えて、1956年法における個別の権利制限規定は、以下のような変更を加えた上で維持されるべきである。

(以下省略)

## 権利制限規定をめぐる議論

### -Whitford Committee Report (1977)-

Whitford Committee Reportに対する反応

- 1981年に出された“Reform of the Law Relating to Copyright, Designs and Performers' Protection”は、Whitford Committee Report の意図するところを理解しつつも、同報告書が提言するような一般的な権利制限規定は、著作権者が有する権利への浸食（encroachments）であるとして、一般的権利制限規定の導入は行わないとした。
- 1988年に制定されたCDPAにおいてフェア・ユースは導入されず。

## 権利制限規定をめぐる議論 - Hargreaves Review (2011)-

2011年、Hargreaves教授を中心に取りまとめられた“Digital Opportunity – A Review of Intellectual Property and Growth”（以下“Hargreaves Review”）の公表

- イノベーションの促進をはじめとしてイギリスにおける経済成長をはかるために知的財産権の枠組みについて論じたもの
- 第5章「著作権：デジタル時代における権利制限規定」

# 権利制限規定をめぐる議論

## - Hargreaves Review (2011)-

第5章「著作権：デジタル時代における権利制限規定」の指摘する点

- CDPAの権利制限規定は、技術の変化、社会の変化に対応できていない。
- 技術の発展や社会状況の変化に柔軟に対応することができるアメリカ型のフェア・ユースに比べ、ヨーロッパ型の権利制限規定の下では、新しいデジタル技術によって可能となるある種の複製が自動的に著作権侵害となってしまう。

→アメリカ型のフェア・ユースの検討

フェア・ユースを「新しい技術やそれを適用するものが著作権上違法でないものとなり、また、そのために著作権法を改正することも必要のない法的なメカニズム」と捉える。

# 権利制限規定をめぐる議論

## - Hargreaves Review (2011)-

フェア・ユースをイギリスに移植することの問題点

- 法的な不確実性。
- アメリカの判例法の下で発達してきたフェア・ユースをイギリスに取り入れると、アメリカ式に高額な費用のかかる訴訟が激増する可能性。
- 著作権にかかわる商品を提供する側も購入する側にも混乱をもたらす可能性。

# 権利制限規定をめぐる議論

## - Hargreaves Review (2011)-

### Hargreaves Review の結論

- 権利制限規定のあり方についてEUレベルで議論を行うべき。
- 並行してイギリス国内においては、時代遅れとなっている規定について何らかの策を講じる必要あり。
- フェア・ユースをEUレベルで取り入れるべきという働きかけは今後しない。  
理由(1)新しい技術により適応する著作権制度は他の権利制限規定によって達成できる可能性が高い。

(2)ヨーロッパという背景の下にアメリカの判例法であるフェア・ユースを移植することに対して純粋に法的な観点からの疑問がある。

## 権利制限規定をめぐる議論 -Hargreaves Review以降の反応 -

2011年に公表された“*The Government Response to the Hargreaves Review of Intellectual Property and Growth*”

- イギリスの経済成長を支える要素の1つとして著作権法が重要である点にかんがみ、著作権制度の見直しが必要であるという立場が表明される。

## 権利制限規定をめぐる議論 -Hargreaves Review以降の反応 -

2012年に公表された “Modernising Copyright : A modern, robust and flexible framework” の示す方向性

- デジタルへの対応を含め新しい時代に対応する著作権法のあり方の検討。
- 著作権法の枠組みの検討の柱として、flexible、modern、robustという3つのキーワードの提示。
- フェア・ユースを導入したシンガポールについて、そのクリエイティブ産業における経済的な成長にほとんど影響がないという指摘。
- しかし、クリエイティブ産業とテクノロジー関連産業の双方にとって、成長のために有益な著作権制度の変革は必要である。

## 権利制限規定をめぐる議論 -Hargreaves Review以降の反応 -

“Modernising Copyright : A modern, robust and flexible framework”が示した著作権制度改革の課題 — 1911年法以降イギリスに置かれてきたフェア・ディーリングの検討

- 著作物の利用についての公正さとその利用の程度が、「（著作権のある著作物に関して）許される行為（permitted act）」と等しいものである際には、フェア・ディーリングを基準として維持し用いる。
- 政府が今後検討すべき項目として、私的複製、教育、引用、テキストマイニングおよびデータマイニング、パロティ、調査や私的な研究、障害を持つ人の利用、アーカイブ、行政による利用とその他の許された利用を挙げる。

## 権利制限規定をめぐる議論 -Hargreaves Review以降の反応 -

2014年改正によるフェア・ディーリング規定の拡充

- 30条（1ZA）：引用（quotation）のための利用
- 30条のA：カリカチュア、パロディ、パステイシュのための利用

# CDPAにおける権利制限と表現の自由

CDPA

第10章：雑則及び一般規定(Miscellaneous and General)

第171条（他の法令又は慣習法に基づく権利及び特権）

(3) この部のいずれの規定も、公益その他を根拠として、著作権の執行を阻止し、又は制限する法律のいずれの規則にも影響しない。

→「公益の抗弁 (public interest defence) 」と呼ばれる。

もともとは守秘義務違反 (breach of confidence) に関して発展してきた法理。著作権法においては「未公表の情報が重要な公益に関わるものであるときには、第三者がその情報を開示した場合にも、その開示は正当化される」法理と理解されている。

# CDPAにおける権利制限と表現の自由

Ashdown v. Telegraph Group Ltd [2002] Ch. 149 (CA)

- 原告は自由民主党（Liberal Democrats）の前党首Ashdown。彼が秘密裏に記録していたメモを含む資料について守秘義務を課した上でマスコミに渡していたところ、これを新聞社が公表してしまったため守秘義務違反と著作権侵害の両方で訴えたという事案。
- 被告側からはヨーロッパ人権条約との関係でフェア・ディーリングや公益の抗弁の規定を解釈すべきであるという主張がなされた。

# CDPAにおける権利制限と表現の自由

結論としては控訴院も著作権侵害を肯定。

しかし、この事案は1998年人権法（注：ヨーロッパ人権条約を国内法化）とCDPAとの関係を問うもの、具体的には著作権者と第三者の表現の自由との関係を問う上で重要な判例であることを明らかにした。

→人権法の施行された後において従来の著作権法の解釈を修正する必要が生じる場合がある。著作権法は、その中身において既に表現の自由との調整機能を持っており、通常は、著作権の保護を認めることによって表現の自由との抵触が問題となることはないが、ごく限られた場合には、表現の自由を考慮し著作権者による権利行使が制約される場合がある。

→ただし、本判決は、その具体的な場合や考慮要素については示さず。

# CDPAにおける権利制限と表現の自由

## 現在の状況

- 公益の抗弁はほとんど活用されていない
- 個別の権利規定の拡充

(例) 30条のA

(1) カリカチュア、パロディ又はパステイシュを目的とする著作物の公正利用は、その著作物のいずれの著作権をも侵害しない。

(2) 契約の条件がこの条によって著作権の侵害とならないいずれの行為を禁止又は制限することを意図する場合にはその範囲において、当該条件は執行不能なものとする。

おわりに

ご清聴ありがとうございました。